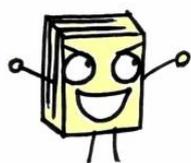


令和元年度（平成31年度）

図書館要覧



松浦市立図書館



目 次

1. 沿革	1
2. 運営方針	2
3. 平成31年度の重点項目	2
4. 組織・職員体制	3
5. 施設の概要	4
6. 利用案内	8
7. 予算	9
8. 統計資料	10
9. 平成30年度事業	19
10. 松浦市立図書館協議会	22
11. 関係条例・規則	23

1. 沿革

(1) 合併後の沿革

平成 18 年	1 月	1 市 2 町合併により松浦市立図書館、福島図書館の 2 館となる
平成 18 年	5 月	合併に伴い福島町・鷹島町への移動図書館車運行開始
平成 19 年	3 月	図書館システム更新と市内公民館・福島図書館とのオンライン化
	4 月	図書購入を大阪屋より TRC に変更する
平成 21 年	4 月	鷹島肥前大橋の開通に伴い、移動図書館車を陸路運行に切替える
平成 22 年	3 月	館内の改修工事（2 階ギャラリーに騒音軽減用遮蔽壁を設置）
平成 23 年	4 月	生涯学習センター開館 10 周年 松浦市立図書館協議会条例施行
平成 27 年	1 0 月	松浦市立図書館管理規則の改正（休館日の変更）

(2) 合併までの沿革

①松浦市立図書館

昭和 52 年	1 月	松浦市立図書館設置
平成 5 年	1 2 月	生涯学習センター建設委員会設置要綱制定
平成 10 年	4 月	生涯学習センター建設基本計画を図書館計画施設研究所へ委託
	9 月	松浦市生涯学習センター建設基本計画の完成
平成 11 年	1 月	松浦市生涯学習センター建設基本計画を策定
	5 月	生涯学習センター実施設計業務を委託
平成 12 年	1 月	生涯学習センター起工
	9 月	図書館休館
	1 2 月	生涯学習センター完成
平成 13 年	4 月	生涯学習センター開館（市立図書館・中央公民館・視聴覚ライブラリー）
	6 月	移動図書館車運行開始

②福島図書館

昭和 62 年	4 月	福島町立歴史民俗資料館と併設した施設の 1 階部分に福島町立図書館として開館
平成 18 年	1 月	1 市 2 町の合併により、松浦市立福島図書館と名称を変更

2. 運営方針

図書館の基本的機能は、資料を求めるあらゆる人々に資料を提供することです。また、資料に対する要求を高め、広めるために活動することも図書館には求められています。

生涯学習センターの中核施設である図書館は、従来までの資料の貸出業務に加えて、情報化・生涯学習時代等の社会変化に自ら対応し、生きがいを求めて生涯学び続ける場、生活に安らぎとゆとりを与える場としての役割を果たしていかなければならず、これからの図書館は、住民にとって気軽に利用しやすく、世代・性別を超えたふれあいの場としなければなりません。松浦市教育振興基本計画においても、生涯学習の中核的施設として、図書館資料の整備・充実及び図書館サービスの充実を図ることを主な施策としています。

住民に愛され、喜ばれ、住民に役立つ図書館を目指し、以下のとおり松浦市立図書館の運営方針を掲げます。

- 一. すべての住民へのサービスに努めます。
- 一. さまざまな情報の収集に努めます。
- 一. 豊富な資料と情報を用意し、提供に努めます。
- 一. 学習・創造活動への援助に努めます。
- 一. 住民の交流や憩いの場となるように努めます。
- 一. 子どもの読書活動の支援に努めます。
- 一. 高齢者がふれあう場となるように努めます。
- 一. 地域資料・行政資料のサービスに努めます。
- 一. 視聴覚資料や電子メディアのサービスに努めます。
- 一. 学校図書館（室）へのサービスに努めます。
- 一. 全域へのサービス網をめざすため、移動図書館の運営・充実に努めます。

3. 平成 31 年度の重点項目

(1) 図書館サービスの充実

①資料の整備・充実

基本的図書資料、デジタル資料、地域資料等の収集・整備を進めるとともに、県立図書館や近隣市町図書館等と連携し、資料及び情報の収集・拡大に努めます。

②館外サービスの充実

学校、幼稚園、保育所等との連携による団体貸出の拡大や、移動図書館車の経路見直しを行い、より多くの市民へのサービス拡充を目指します。

③館内の環境整備

館内の棚の配置、閲覧場所及び展示スペースの見直しを行い、利用者が利用しやすい環境の整備に務めます。

(2) 読書活動推進計画の推進

①子ども読書活動の推進

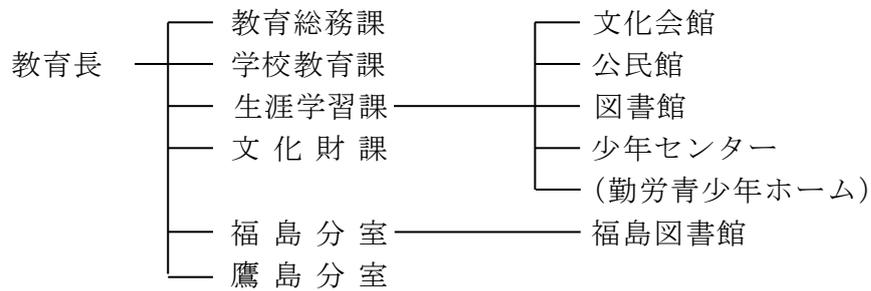
ボランティアとの協働により、おはなし会、読み聞かせ、夏休みのイベント等の企画・行事等を行い、子どもが読書に親しむ環境の充実に努めます。

②市民あがての読書活動推進

「松浦市読書活動推進計画」を幅広く市民に周知するため、積極的な広報等を行うとともに、読書活動の取組の紹介や支援を行います。

4. 組織・職員体制

(1) 教育委員会組織

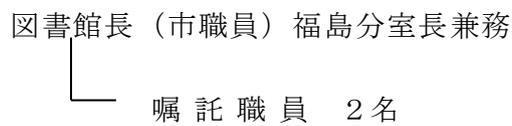


(2) 図書館職員体制（令和元年7月1日現在）

(中心館) 松浦市立図書館



(地域館) 福島図書館



5. 施設の概要

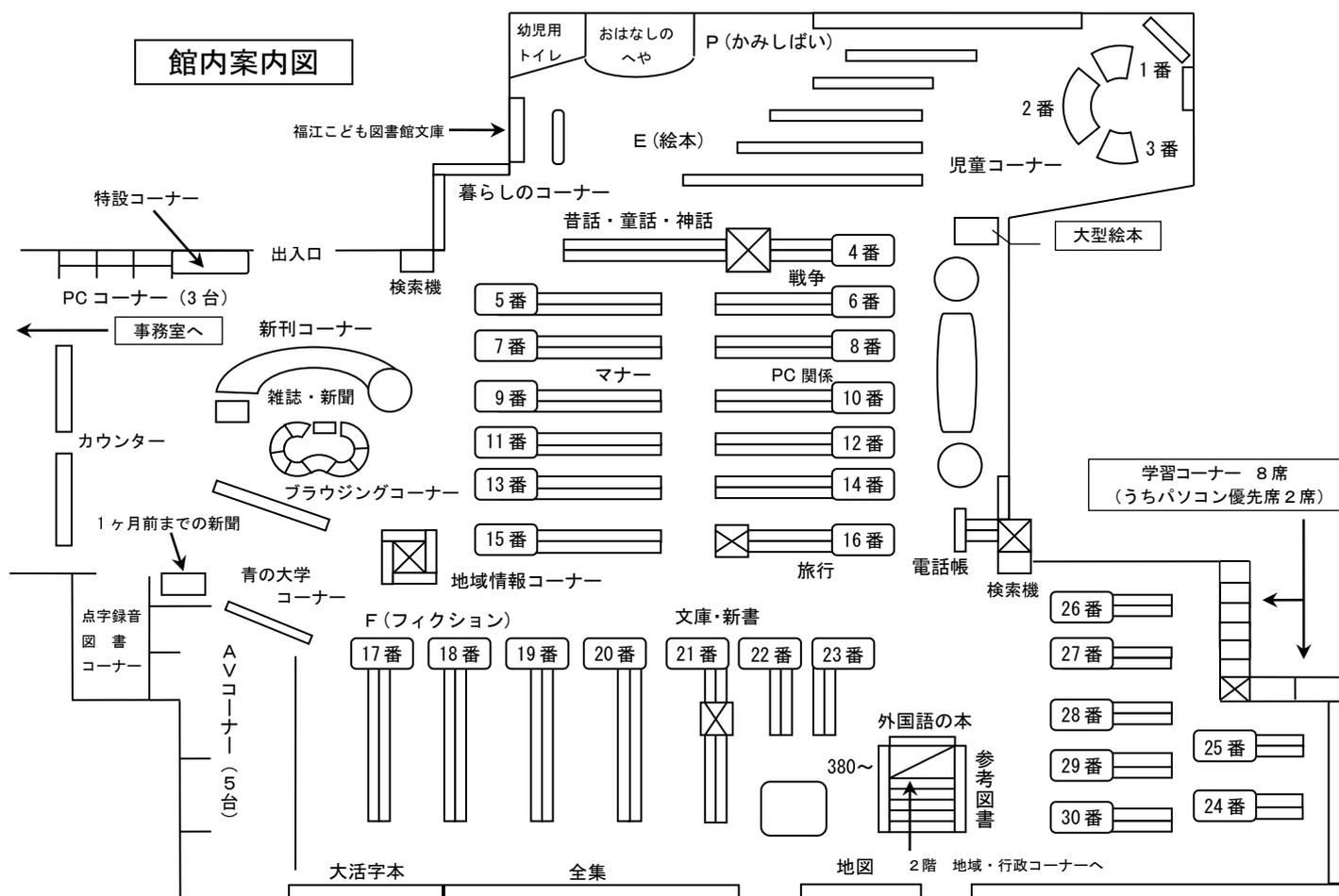
(1) 生涯学習センターの概要

名称	松浦市生涯学習センター
所在地	松浦市志佐町浦免 1483 番地 1
敷地面積	3,824.54 m ²
建築面積	1,542.78 m ²
延床面積	2,451.17 m ²
	1階 1,356.49 m ²
	2階 1,032.23 m ²
	3階 62.45 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 一部3階建
総事業費	約11億6千万円
駐車場台数	27台(障害者用2台含む)

(2) 松浦市立図書館施設の概要

1階	
一般コーナー(成人室)	416.37 m ²
児童コーナー(児童室)	150.95 m ²
AVコーナー	70.34 m ²
ブラウジングコーナー	79.38 m ²
おはなしのへや	17.89 m ²
点字・録音室(旧印刷室)	7.34 m ²
閉架書庫	73.56 m ²
BM車庫(プラットホーム含)	44.88 m ²
2階	
地域・行政コーナー	35.96 m ²

※図書館総面積 1,042.46 m²



◎ 館内紹介



一般コーナー（成人室）



児童コーナー（児童室）



絵本コーナー



ブラウジングコーナー



パソコンコーナー



AV ブース



福江こども図書館文庫

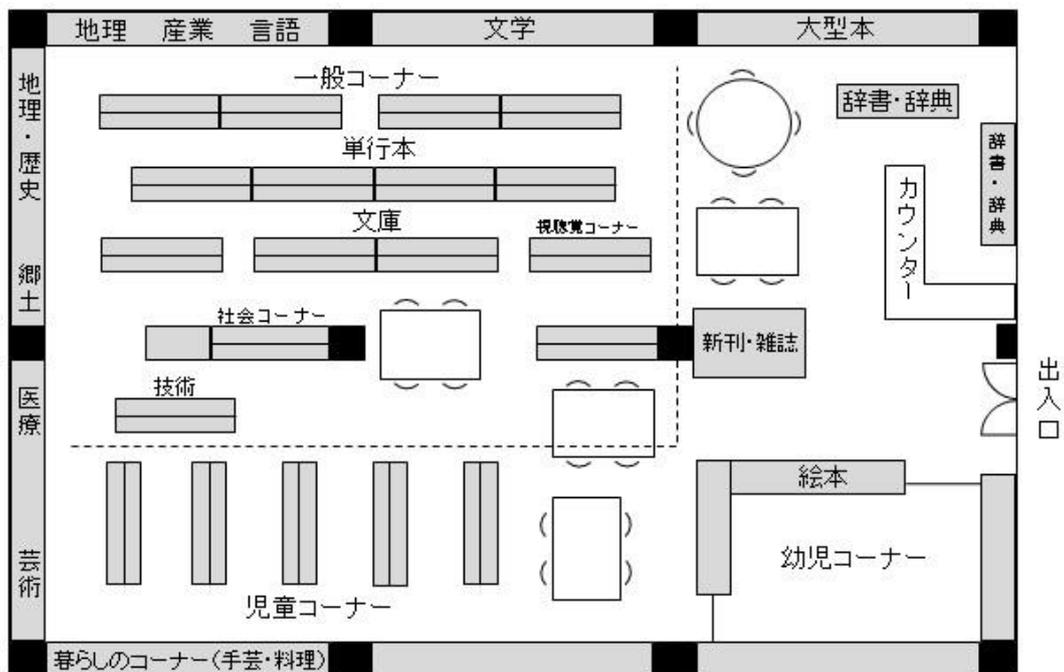


地域・行政コーナー（2階）

(3) 福島図書館施設の概要

所在地 松浦市福島町塩浜免 2933 番地 88
 敷地面積 986.65 m²
 建築構造 鉄筋コンクリート 瓦葺 2階建(1階部分)
 総延床面積 598.4 m²
 図書館部分延床面積 192.0 m²
 建築年月日 昭和62年2月25日 完成

館内案内図



◎ 館内紹介



外観



幼児コーナー



児童コーナー



一般コーナー

(4) 移動図書館車「きらきら号」の概要

車種 3.5トン積トラック改装車

積載冊数 3,000冊

ステーション数 28箇所

6. 利用案内

(1) 開館時間

	松浦市立図書館	福島図書館
月	休館日	休館日
火～日	10時～18時 (金曜日は10時～19時)	9時30分～17時30分

(2) 休館日

- 毎週月曜日 (国民の祝日にあたる場合は開館し、翌平日を休館)
 毎月第2木曜日 (国民の祝日にあたる場合はその前日)
 館内整理日 (月の最終木曜日。国民の祝日にあたる場合はその前日)
 年末年始 (12月28日～1月4日)
 その他 (特別整理期間等、必要と認められるとき)

(3) サービス内容

① 個人貸出

ア. 利用資格

- ・市内及び佐世保市に居住している方
- ・市内に通勤／通学している方
- ・館長が特別の理由により認めた方

イ. 貸出について

	貸出点数	貸出期間
図書資料	制限なし	15日以内※1
視聴覚資料	2点まで※2	10日以内

※1 移動図書館車 (BM) での貸出は、次の巡回日まで

※2 視聴覚資料の貸出は福島図書館のみ

② 団体貸出

ア. 利用資格 市内の学校、事業所及びその他館長が適当と認める団体

イ. 貸出について

	貸出点数	貸出期間
図書資料	制限なし	1か月以内
視聴覚資料	2点まで※3	10日以内

※3 視聴覚資料の貸出は福島図書館のみ

③ リクエストサービス

- a. 予約 お探しの資料が貸出中のときは予約することができます。
 b. リクエスト お探しの資料を当館が所蔵していないときは、購入したり、他の公共図書館から借りたりして提供します。

④ レファレンスサービス

日常生活や仕事の中で生じた疑問や調査研究について、資料の案内や調べ物の相談に応じています。

⑤ 複写サービス

当館の所蔵資料に限り、著作権法の範囲内でコピーができます (有料)。

複写料金	モノクロ	1枚	10円
	2色 (黒赤)	1枚	10円
	カラー	1枚	50円

- ⑥ 視聴覚資料サービス（松浦市立図書館のみ）
ビデオ(VHS)やDVD、CDを視聴できるブースを5台備えています。
- ⑦ インターネット利用サービス（松浦市立図書館のみ）
インターネットを利用するためのパソコンを3台備えています。

7. 予算

(1) 図書館費の推移（人件費を除く）※当初予算（単位：円）〔平成30年度は6月補正予算を含む〕

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
需用費	1,175,000	880,000	821,000	875,000	776,000	906,000
役務費	65,000	84,000	38,000	85,000	48,000	690,000
委託料	6,529,000	11,554,000	1,224,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000
使用料及び賃借料	1,228,000	395,000	374,000	371,000	349,000	349,000
備品購入費	3,000,000	3,685,000	3,600,000	3,600,000	5,000,000	10,138,000
合計	11,997,000	16,598,000	6,057,000	6,065,000	6,065,000	13,217,000

(2) 平成31年度予算内訳

(単位：千円)

費目		説明	本年度	前年度	増減
節	細節・細細節				
1:報酬	委員等報酬	図書館協議会委員	88	132	△44
2:給料	一般職員給		17,580	17,044	536
3:職員手当等	一般職手当		9,726	9,097	629
4:共済費			6,210	6,139	△71
	臨時職共済費	臨時職員各種保険料	1,185	1,117	68
	一般職共済費	共済組合負担金	5,025	5,022	3
7:賃金	臨時雇賃金	嘱託職員賃金	9,113	8,616	497
8:報償費	報償費	講師謝金	208	208	0
9:旅費			138	97	41
	普通旅費	BM(市内出張分)、館長等会議等	65	24	41
	費用弁償	図書館協議会委員、講師旅費	73	73	0
11:需用費			777	906	△129
	消耗品費	新聞代(23万3千円)、雑誌(24万円)、製本・修理用品代等(8万4千円)	557	557	0
	燃料費	移動図書館車	120	120	0
	印刷製本費	バーコードラベル印刷	24	23	1
	修繕料	移動図書館車	76	206	△130
12:役務費			260	690	430
	通信運搬費	文書発送、督促、借用本運送等	243	640	△397
	手数料	利用者用PC関係	17	19	△2
	保険料	BM自賠責保険料	0	31	△31
13:委託費	施設管理業務等委託料	図書館システム保守業務	1,395	1,134	261
14:使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	機器借上料(26万2千円)、航送料(8万9千円)	354	349	5
18:備品購入費	施設用備品購入費	図書購入費(958万9千円)	9,589	10,138	△549
19:負担金、補助金及び交付金	負担金	西九州させぼ広域都市連携事業負担金(6万9千円)、長崎県公共図書館等協議会負担金(6千円)	75	6	69
27:公課費	公課費	自動車重量税	0	76	△76

※BM＝移動図書館車

8. 統計資料

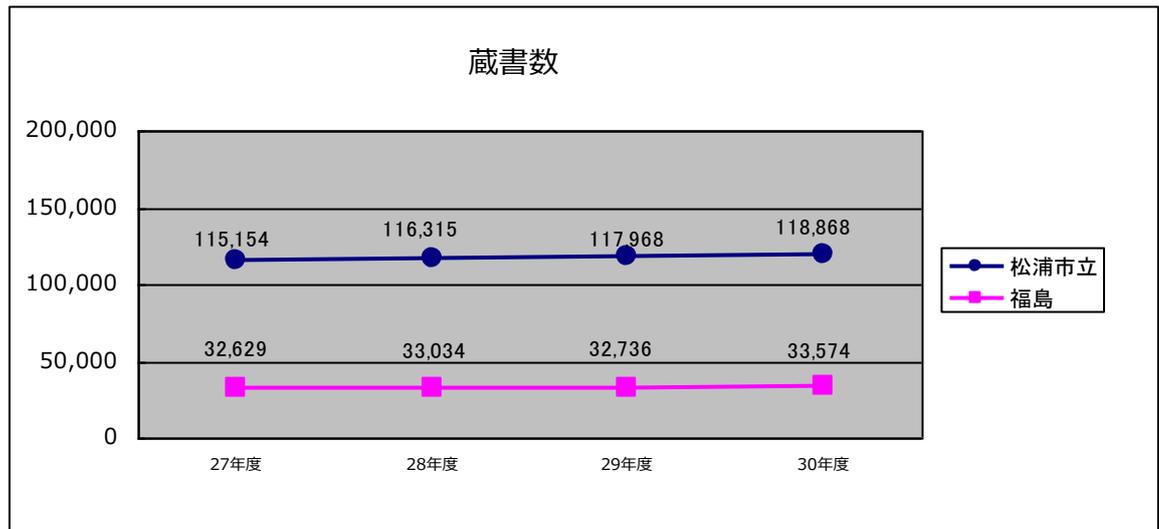
(1) 所蔵資料

① 所蔵資料数の推移

(単位 図書類：冊、A V資料：点)

館名	一般書	児童書	郷土資料	小計	A V資料	雑誌	総計	29年度	28年度	27年度
松浦市立	73,566	38,030	4,788	116,384	1,088	1,396	118,868	117,968	116,315	115,154
福島	23,536	8,728	539	32,803	532	239	33,574	32,736	33,034	32,629
計	97,092	46,758	5,327	149,187	1,620	1,635	152,442	150,704	149,349	147,783

※松浦市立はBM（移動図書館）を含む。



② 館別分類別蔵書数（A V資料、雑誌等を除く）

《松浦市立図書館》 ※BMを含む

(単位：冊)

分類	一般書	児童書	郷土資料	合計	構成比 (%)
0 総記	1,597	393	302	2,292	1.97
1 哲学	2,508	360	36	2,904	2.50
2 歴史	5,362	1,319	1,426	8,107	6.97
3 社会科学	8,080	1,827	1,911	11,818	10.15
4 自然科学	5,239	2,994	145	8,378	7.20
5 技術	6,306	1,155	179	7,640	6.56
6 産業	2,861	742	147	3,750	3.22
7 芸術	7,129	1,438	288	8,855	7.61
8 言語	1,129	400	18	1,547	1.33
9 文学・他	33,280	13,143	328	46,744	40.17
E 絵本	72	13,063	8	13,143	11.29
P 紙芝居	3	1,196	0	1,199	1.03
合計	73,566	38,030	4,788	116,384	100
構成比 (%)	63.21	32.68	4.11	100	—

《福島図書館》

(単位：冊)

分類		一般書	児童書	郷土資料	合計	構成比 (%)
0	総記	466	235	40	741	2.26
1	哲学	1,059	92	3	1,154	3.52
2	歴史	1,866	505	236	2,607	7.95
3	社会科学	2,068	361	63	2,492	7.60
4	自然科学	1,049	783	19	1,851	5.64
5	技術	978	316	10	1,304	3.97
6	産業	391	107	18	516	1.57
7	芸術	2,557	334	139	3,030	9.24
8	言語	312	132	2	446	1.36
9	文学・他	12,784	3,096	9	15,889	48.44
E	絵本	5	2,529	0	2,534	7.72
P	紙芝居	1	238	0	239	0.73
合計		23,536	8,728	539	32,803	100
構成比 (%)		71.75	26.61	1.64	100	—

《合計》

(単位：冊)

分類		一般書	児童書	郷土資料	合計	構成比 (%)
0	総記	2,063	628	342	3,033	2.03
1	哲学	3,567	452	39	4,058	2.72
2	歴史	7,228	1,824	1,662	10,714	7.18
3	社会科学	10,148	2,188	1,974	14,310	9.59
4	自然科学	6,288	3,777	164	10,229	6.85
5	技術	7,284	1,471	189	8,944	6.00
6	産業	3,252	849	165	4,266	2.86
7	芸術	9,686	1,772	427	11,885	7.97
8	言語	1,441	532	20	1,993	1.34
9	文学・他	46,064	16,239	337	62,640	41.99
E	絵本	77	15,592	8	15,677	10.51
P	紙芝居	4	1,434	0	1,438	0.96
合計		97,102	46,758	5,327	149,181	100
構成比 (%)		65.09	31.34	3.57	100	—

③購入新聞一覧

《松浦市立図書館》（6紙）

一般	
長崎新聞	永年保存（平成11年8月1日～）
朝日新聞	縮刷版等による保存（平成4年7月1日～）
西日本新聞	発行日より6か月保存
日本経済新聞	
読売新聞	
スポーツ	
スポーツ報知	発行日より6か月保存

《福島図書館》（2紙）

一般	
長崎新聞	福島支所購入分 2年保存
西日本新聞	保存規定なし

④30年度購入雑誌一覧

《松浦市立図書館》（20誌）

月刊誌（13誌）	
栄養と料理	CHANTO
かがくのとも	文藝春秋
きょうの健康	月2回発刊誌（3誌）
現代農業	オレンジページ
COTTON TIME	クロワッサン
子供の科学	婦人公論
こどものとも	週刊誌（4誌）
趣味の園芸	AERA
すてきにハンドメイド	週刊新潮
ダ・ヴィンチ	週刊東洋経済
旅と鉄道	週刊文春

《福島図書館》（5誌）

月刊誌（4誌）	月2回発刊誌（1誌）
きょうの料理	オレンジページ
趣味の園芸	
すてきにハンドメイド	
文藝春秋	

(2) 利用状況

① 館別来館者数

a. 3年間の推移

館名	来館者数	利用者区分		月平均	29年度	28年度	27年度
		一般・高校	中学生以下				
松浦市立	40,377	25,139	15,238	3,365	43,246	44,548	48,414
福島	2,736	1,455	1,281	228	3,060	2,937	2,809
計	43,133	26,594	16,519	3,593	46,306	47,485	51,223

※開館日数273日 (BM運行日数168日)

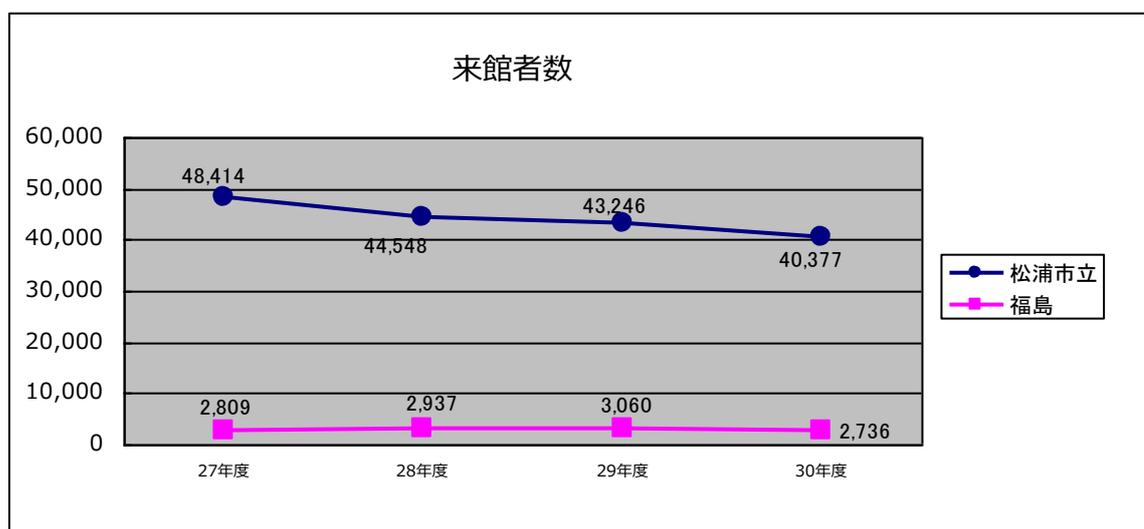
b. 月別来館者数 (30年度)

《松浦市立図書館》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
一般・高校	1,758	2,157	2,051	2,509	2,802	2,140	2,225	2,267	1,778	2,115	1,638	1,699	25,139
児童・生徒	1,281	1,564	1,311	1,518	2,255	1,368	1,402	1,223	901	987	796	632	15,238
計	3,039	3,721	3,362	4,027	5,057	3,508	3,627	3,490	2,679	3,102	2,434	2,331	40,377
開館日数	24	24	24	24	25	24	24	24	21	21	16	22	273
1日平均	127	155	140	168	202	146	151	145	128	148	152	106	148

《福島図書館》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
一般	136	148	138	126	129	125	142	119	103	110	89	90	1,455
児童・生徒	162	89	153	113	140	92	128	95	99	52	111	47	1,281
計	298	237	291	239	269	217	270	214	202	162	200	137	2,736
開館日数	24	24	24	24	25	24	24	24	21	21	16	22	273
1日平均	12	10	12	10	11	9	11	9	10	8	13	6	10



② 30年度登録状況

館名	個人	団体	計
松浦市立 (BM含む)	12,152人	161団体	12,313件
福島	412人	2団体	414件
各公民館	95人	—	95件
計	12,659人	163団体	12,822件

※有効登録者数（30年度内に利用した登録者数）2,624人

うち自治体内有効登録者数 2,264人

《利用者カードは共通であるため、登録者数には公民館分を含む》

③ 貸出冊数

i) 貸出冊数の推移

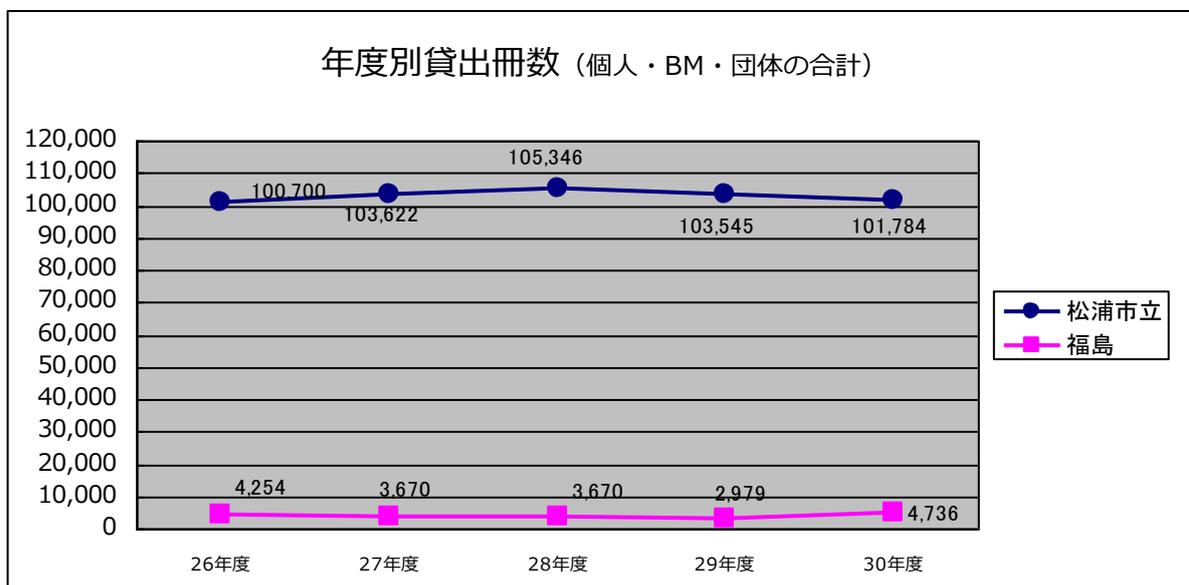
《松浦市立図書館》

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人(本館)	62,367	61,543	56,510	52,345	48,188
個人(BM)	34,172	35,729	43,797	45,209	48,382
団体	4,161	6,350	5,039	5,991	5,214
計	100,700	103,622*	105,346*	103,545	101,784*

注. ※は、実際に貸出された数であり、統計資料上の数値とは異なる（AV資料処理上の誤差による）。

《福島図書館》

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人	3,670	3,670	2,979	2,936	4,151
団体	0	0	0	18	585
計	3,670	3,670	2,979	2,954	4,736



ii) 30年度実績

(ア) 分類別利用状況

《松浦市立図書館》

分類	一般書	児童書	郷土資料	AV	雑誌	合計
0 総記	366	368	0	-	-	734
1 哲学	667	952	8	-	-	1,627
2 歴史	1,392	1,547	55	-	-	2,994
3 社会科学	2,000	712	17	-	-	2,729
4 自然科学	1,968	4,135	1	-	-	6,104
5 技術	5,584	1,310	4	-	-	6,898
6 産業	1,035	593	16	-	-	1,644
7 芸術	2,332	3,887	1	-	-	6,220
8 言語	238	511	0	-	-	749
9 文学	1,274	21,657	2	-	-	22,933
F 現代小説	16,821	22	0	-	-	16,843
Z 現代随筆	869	0	0	-	-	869
E 絵本	154	27,649	0	-	-	27,803
P 紙芝居	0	1,702	0	-	-	1,702
A 雑誌	-	-	-	-	1,912	1,912
その他 ^{※1}	17	6	-	-	-	23
合計	34,717	65,051	104	-	1,912	101,784

注. ※1「その他」はデータ上不備があったため分類されなかった資料。

《福島図書館》

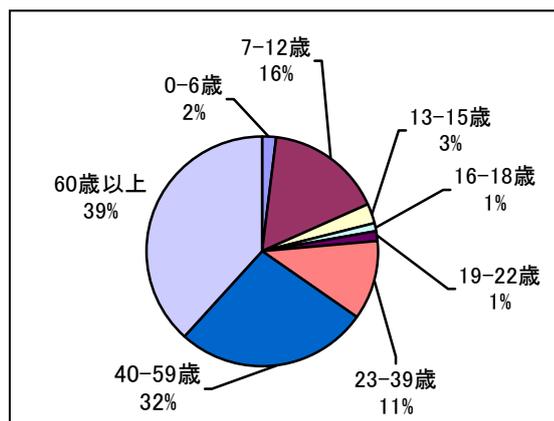
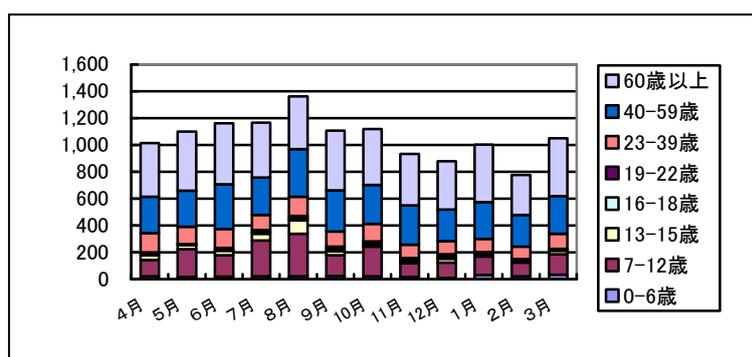
分類	一般書	児童書	郷土資料	AV	雑誌	合計
0 総記	7	27	0	-	-	34
1 哲学	74	40	0	-	-	114
2 歴史	51	21	2	-	-	74
3 社会科学	89	19	1	-	-	109
4 自然科学	55	49	0	-	-	104
5 技術	151	45	0	-	-	196
6 産業	39	6	0	-	-	45
7 芸術	177	83	0	-	-	260
8 言語	18	3	0	-	-	21
9 文学 [※]	1,719	101	0	-	-	1,820
F 現代小説	-	-	-	-	-	-
Z 現代随筆	-	-	-	-	-	-
E 絵本	1	1,017	0	-	-	1,018
P 紙芝居	0	43	0	-	-	43
A 雑誌	-	-	-	-	166	166
AV資料	-	-	-	147	-	147
合計	2,381	1,454	3	147	166	4,151

注. ※1「現代小説」「現代随筆」は「文学」に含む。

(イ) 年齢別利用状況

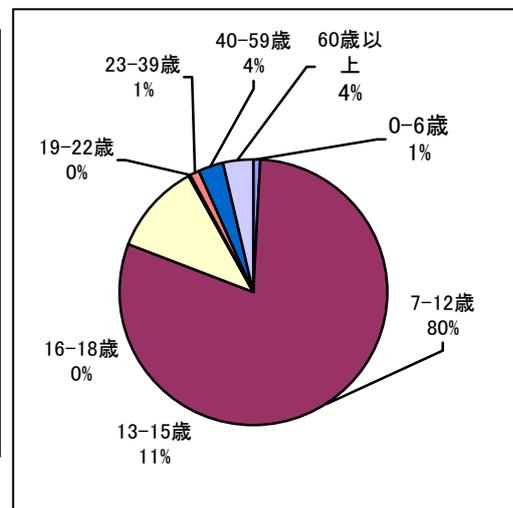
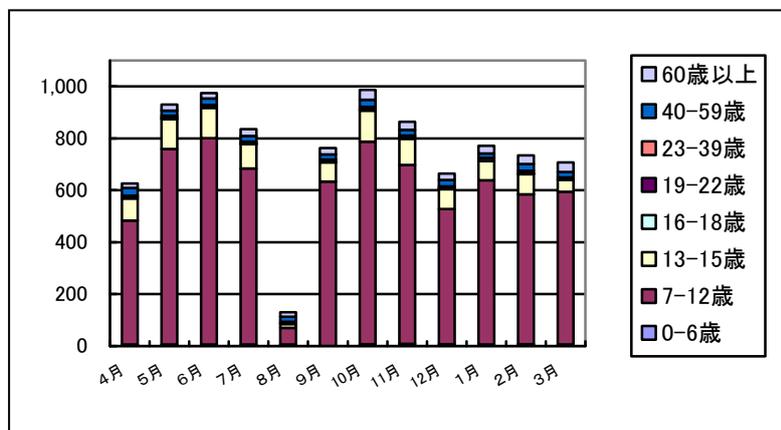
《松浦市立図書館:本館》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0-6歳	21	16	18	22	22	24	22	16	10	30	22	33	256
7-12歳	122	208	161	266	315	154	221	103	114	139	102	153	2,058
13-15歳	35	30	32	49	100	28	9	14	28	14	6	27	372
16-18歳	15	5	6	13	12	17	15	12	12	12	7	8	134
19-22歳	8	4	17	17	23	20	15	13	22	7	14	5	165
23-39歳	142	128	139	112	142	112	129	99	97	99	93	113	1,405
40-59歳	271	269	333	277	354	307	292	292	235	274	234	280	3,418
60歳以上	401	441	456	410	393	446	416	385	361	427	298	431	4,865
合計	1,015	1,101	1,162	1,166	1,361	1,108	1,119	934	879	1,002	776	1,050	12,673



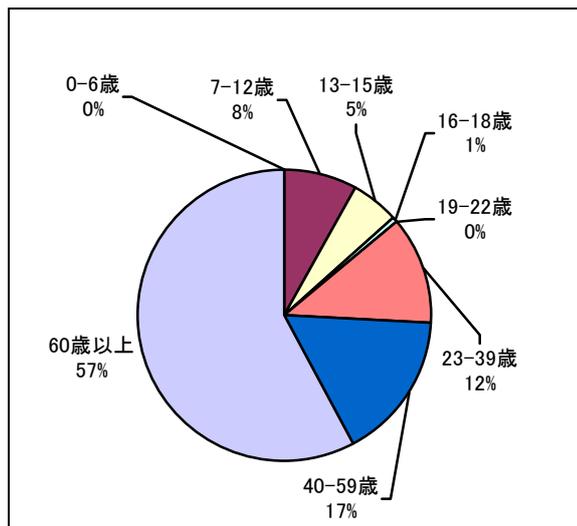
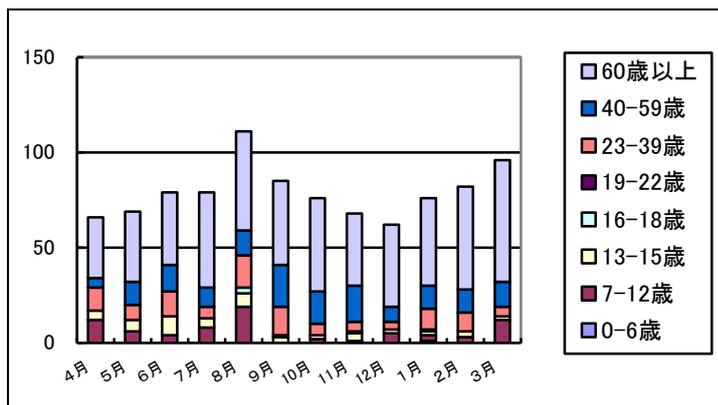
《松浦市立図書館:BM》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0-6歳	6	6	6	6	6	0	7	9	7	6	7	6	72
7-12歳	477	753	795	678	64	634	780	689	521	633	577	588	7,189
13-15歳	85	114	117	94	15	74	120	101	76	73	78	47	994
16-18歳	6	5	1	1	0	1	2	2	2	1	3	0	24
19-22歳	1	2	2	1	2	1	3	1	2	1	1	1	18
23-39歳	5	7	8	7	6	8	10	9	7	11	10	8	96
40-59歳	29	20	24	23	20	20	27	22	25	17	25	20	272
60歳以上	17	23	21	26	17	25	38	31	25	30	33	37	323
合計	626	930	974	836	130	763	987	864	665	772	734	707	8,988



《福島図書館》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0-6歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7-12歳	3	9	11	7	15	7	14	3	7	6	6	7	95
13-15歳	1	0	2	1	4	1	0	0	0	1	0	0	10
16-18歳	1	0	1	1	0	0	0	3	9	7	1	3	26
19-22歳	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
23-39歳	8	8	6	8	8	9	8	4	2	8	6	4	79
40-59歳	19	18	19	11	16	16	13	17	14	16	17	15	191
60歳以上	52	69	64	53	58	44	58	51	45	45	32	42	613
合計	84	105	103	81	101	77	94	78	77	83	63	71	1,017



(ウ) 団体貸出

《松浦市立図書館》

団体名	利用回数	冊数	団体名	利用回数	冊数
青島はまゆう園	16	594	鷹島小学校	7	107
青島小学校	4	37	鷹島中学校	3	45
青島中学校	1	7	調川中学校	2	90
あゆっこくらぶ	8	35	調川保育所	33	423
今福保育所	3	7	星鹿小学校	5	80
うつみ乳児保育園	3	26	星鹿保育所	5	22
おはなしの会ポケット	10	52	ほっとクラブ	11	99
おはなしたまてばこ	21	90	松浦市少年センター	11	65
上志佐公民館	2	6	松浦市役所	35	259
上志佐小学校	10	449	松浦幼稚園	11	241
上志佐保育所	12	262	御厨中学校	3	72
志佐小学校	5	177	御厨保育所	2	4
志佐中学校	1	16	やまびこ学苑 松浦校	2	23
志佐保育園	3	22	やまびこプリスクールまつうら	4	23
松浦市松浦児童館	22	377	養源保育所	22	524
スキップ	16	73	合計	293	4,307

※図書館名義による団体貸出冊数(907冊)は除いた。

《福島図書館》

団体名	利用回数	冊数	団体名	利用回数	冊数
ひかりヶ丘保育園	14	390	福島中学校	1	43
ひかりヶ丘保育園 学童保育	12	150	合計	29	583

※図書館名義による団体貸出冊数(2冊)は除いた。

④ リクエスト (予約)・相互貸借

(ア) リクエスト (予約)

(単位：件)

図書館名	予約件数
松浦市立図書館	3, 6 9 6
(うちBM)	(2, 0 8 7)
福島図書館	1 6 9
計	3, 8 6 5

(イ) 相互貸借

(単位：冊)

図書館名	貸出冊数	借受冊数	計
松浦市立図書館	1 8 6	8 9 2	1, 0 7 8
福島図書館	3 2	1 5 5	1 8 7
計	2 1 8	1, 0 4 7	1, 2 6 5

借受冊数のうち、713冊(松浦583冊、福島130冊)は、長崎県立長崎図書館から借受

⑤ 複写サービス 354件 816枚
(松浦市立図書館のみ)

⑥ AVブース利用状況(5台分)

利用者延べ人数 669人

1日平均利用時間 約2時間55分(総使用時間797時間13分÷開館日数273日)

⑦ パソコンコーナー利用状況(3台分)

利用者延べ人数 567人

1日平均利用時間 約1時間4分(総使用時間247時間04分÷開館日数273日)

9. 平成30年度事業

(松浦市立図書館)

【研修・見学受入】

開催日	行事名	参加者数
5/29(火)・30(水)・6/1(金)	図書館見学 (志佐小学校)	83名 (2年生)
7/11(水)・13(金)	職場体験 (調川中学校)	1名 (2年生)
7/11(水)・13(金)	職場体験 (御厨中学校)	1名 (2年生)
7/24(火)～26(木)	インターンシップ (松浦高等学校)	2名 (2年生)
8/21(火)～24(金)	公共機関インターンシップ (長崎県立大学)	1名 (3年生)
9/4(火)・5(水)	社会教育実習 (九州共立大学)	1名 (3年生)
10/3(水)	図書館見学 (調川小学校)	17名 (2年生・職員)
10/10(水)	図書館見学 (御厨小学校)	55名 (2年生・職員)
10/12(金)	図書館見学 (青島小学校)	5名 (1・2年生・職員)
10/17(水)	図書館見学 (星鹿小学校)	15名 (2年生・職員)
11/13(火)	図書館見学 (上志佐保育所)	11名 (園児・職員)
12/14(金)	図書館見学 (今福小学校)	19名 (2年生)
2/6(水)～8(金)	インターンシップ (松浦高等学校)	1名 (1年生)

【講習会】

開催日	行事名	参加者数
12/2(土)	演じて楽しい「紙芝居」 ～演じ方のポイント (長崎県立大学地域公開講座) 講師/長崎県立大学国際社会学科准教授 柳田多聞氏	16名

【講演会】

開催日	行事名	参加者数
3/10(日)	家読活動推進事業 「長谷川義史さん絵本ライブ」 講師/絵本作家 長谷川義史氏	121名

【教室・催し物】

開催日	行事名	参加者数
4/1～6/30	あなたのおすすめ本大募集	(投稿数) 194件
4/28～5/9	本活 (リサイクル市)	約150名
4/29 (日)	あそびのひろば (ボランティアとの共催)	20名
4/29 (日)	スペシャルおはなし会 (ボランティア)	20名
4/30 (月・祝)	本の福袋	貸出数 12セット/20セット
5/3 (木・祝)	体験! きらきら号	20名
5/3 (木・祝)	よみがえる元寇船VR体験	10名
7/16 (月・祝)	ブックカバーをつくろう	13名
7/1～7/29	としょかんに水族館をつくろう	—
7/22 (日)	めざせ! としょかんマスター	19名
8/1 (水)	まるごと一日としょかんたいけん	6名
8/11 (土・祝)	トリックアート工作	12名
8/25 (土)	上映会「シーズズ」	18名
9/15 (土)	レターカードをつくろう (ボランティア共催)	13名
9/22 (土)	小さな絵本の会	3名
10/13 (土)	ことばをあそぼう! さば詠み	5名
10/2～10/31	アジをさがせ	—
10/5～10/28	サバサミットアドベントカレンダー	—
10/27～11/9	本活 (リサイクル市)	—
10/27 (土)・11/3 (土・祝)	体験! きらきら号	18名
11/4 (日)	上映会「ぼくたちと駐在さんの700日戦争」	0名
10～11月	おびコン!	(出品) 30名 (投票) 100名
10/6 (土)	ワークショップ	1名
12/23 (日・祝)	上映会「ムーミン谷とウインターワンダーランド」	16名

【出前講座】

実施日	団体名	受講者数
7/25 (水)	曙保育園	32名
8/22 (水)	ひかりヶ丘保育園	40名
8/22 (水)	ひかりヶ丘保育園児童クラブ	20名
9/20 (木)	今福公民館 (老人会)	45名
11/5 (月)	今福公民館 (今福保育園)	55名
1/23 (水)	曙保育園	32名 (3年生)
2/8 (金)	子育て・こども課 (URACCO)	9名

【特設コーナー (テーマ本の展示コーナー)】

4月	松浦の子どもに伝えたい本	11月	まだ誰も読んでない あなたの知らない世界
5・6月	本・図書館とのであい	12月～1月中旬	年越し・正月
7・8月	なつやすみ!	1月中旬～2月	成人・卒業 ～新たな一歩を踏み出すあなたに～
9・10月	魚青(さば)の大学 ～まつうらの魅力再発見～	2・3月	長谷川義史さんがやってくる!

その他、ミニコーナー「松浦未来会議」「空き家」「税」「受賞作・話題作」など



4月



9・10月



2・3月



ミニコーナー「松浦未来会議」

10. 松浦市立図書館協議会

(1) 図書館協議会について

○図書館法（昭和25年4月30日法律第118号，改正 平成23年12月14日法律第122号）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○松浦市立図書館協議会条例（平成23年3月18日条例第9号，改正 平成24年3月30日条例第17号）

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第16条の規定に基づき、松浦市立図書館協議会の委員(以下「委員」という。)の定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、松浦市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定数)

第3条 委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則（平成24年条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 松浦市立図書館協議会委員名簿

任 期 自：平成30年4月 1日
至：令和 2年3月31日

平成31年7月1日現在

構 成	氏 名	団 体 等 名	役 職
学校教育関係者	た じま とよ ひろ 田 島 豊 広	長崎県小学校教育研究会松浦支部	図書館部会 部長 (志佐小校長)
	よし だ ま ゆ み 吉 田 真 由 美	長崎県中学校教育研究会松浦支部	図書館部会 (調川中教諭)
	なか がみ とおる 中 上 徹	長崎県立松浦高等学校	校長
社会教育関係者	まつ もと きみ こ子 松 本 君 子	松浦市文化協会	松浦市松浦文化 協会副会長
家庭教育活動	やま ぐち えつ こ子 山 口 悦 子	松浦市子育てクラブ	副会長
	もり み さ こ子 森 三 佐 子	まつうら図書館きらきら塾	会長
	もり ゆ き こ子 森 有 紀 子	まつうら図書館きらきら塾	副会長
	み き かず え 三 木 和 枝	まつうら図書館きらきら塾	事務局長
学識経験者	さ さ き りゅうじ 佐々木 龍 二		
	まえ だ ひろ こ子 前 田 弘 子		

11. 関係条例・規則

○松浦市立図書館設置条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 184 号）

（目的）

第 1 条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

（設置）

第 2 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条に基づき、松浦市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 前項の図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
松浦市立図書館	松浦市志佐町浦免 1483 番地 1
松浦市立福島図書館	松浦市福島町塩浜免 2993 番地 88

（管理）

第 3 条 図書館の維持管理は、松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（職員）

第 4 条 図書館に、館長その他必要な職員を置くことができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松浦市立図書館設置条例（昭和 51 年松浦市条例第 28 号）又は福島町立図書館設置条例（平成 13 年福島町条例第 10 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○松浦市立図書館管理規則（平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 20 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 図書館の利用（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 図書館資料の利用（第 8 条—第 13 条）
- 第 4 章 団体貸出（第 14 条—第 17 条）
- 第 5 章 自動車図書館（第 18 条）
- 第 6 章 資料の寄贈及び寄託（第 19 条—第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、松浦市立図書館設置条例（平成 18 年松浦市条例第 184 号）第 5 条の規定により、松浦市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書資料 図書、文書、記録、定期刊行物その他これらに類するものをいう。
- (2) 視聴覚資料 音楽映像ディスク、ビデオテープその他の視聴覚教育のためのものをいう。
- (3) 図書館資料 図書資料及び視聴覚資料をいう。

(業務)

第3条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する業務を行う。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 松浦市立図書館

午前10時から午後6時まで。ただし、金曜日は午前10時から午後7時まで

(2) 松浦市立福島図書館

午前9時30分から午後5時30分まで

2 前項の開館時間は、松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。
- (2) 月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日
- (3) 毎月第2木曜日。ただし、毎月第2木曜日が休日に当たるときは、その前日
- (4) 年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）
- (5) 館内整理日（毎月最終木曜日。ただし、毎月最終木曜日が休日又は休館日に当たるときにあってはその前日とし、その日も休日又は休館日に当たるときにあっては前週の木曜日）

第2章 図書館の利用

(利用の制限)

第6条 館長は、図書館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の入館又は利用を制限することができる。

- (1) 館内の風紀及び秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他の利用者に迷惑となる行為をしたり、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) 図書館の施設、設備等又は図書館資料を損傷し、滅失するおそれがあるとき。
- (4) 館長及びその他の職員の指示に従わないとき。
- (5) その他管理上支障又はそのおそれがあるとき。

(損害の弁償)

第7条 利用者は、図書館の施設、設備及び図書館資料を汚損し、破損し、又は亡失したときは、館長が相当と認める現品又は代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認める場合は、これを免除することができる。

第3章 図書館資料の利用

(館内利用)

第8条 開架図書の館内利用は自由とし、閉架図書は、職員の許可を受けなければならない。

2 特定の図書館資料は、職員の指示する場所で利用しなければならない。

3 松浦市立図書館の視聴覚資料を利用する者は、図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を提示しなければならない。

(貸出資料の範囲)

第9条 貸出しを行う資料は、松浦市立図書館にあっては図書資料とし、松浦市立福島図書館にあっては図書館資料とする。

(貸出しの対象)

第10条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住又は通勤若しくは通学している者
- (2) 松浦市と図書館の相互利用に関する協定を締結した市町村に居住している者
- (3) 館長が特別の理由があると認める者

(利用者カード)

第11条 図書館の図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用者カード申込書(様式第1号)を提出し、利用者カード(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 図書館の図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用者カードを提示しなければならない。

3 利用者カードを紛失したときは、利用者カード紛失届(様式第3号)を、利用者カード申込書の内容に変更が生じたときは、利用者カード変更届(様式第4号)を提出しなければならない。

4 利用者カードは、他人に譲渡又は貸与してはならない。

(貸出数量及び期間)

第12条 図書館資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、別に指定することができる。

(1) 松浦市立図書館

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書資料	無制限	15日以内

(2) 松浦市立福島図書館

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書資料	無制限	15日以内
視聴覚資料	2点以内	10日以内

(督促)

第12条の2 館長は、前条の貸出期間を経過しても図書館資料を返却しない者に対して、督促状の送付その他の方法により督促しなければならない。

(貸出しの制限)

第13条 貴重な資料その他館長が必要と認めるものは、館外貸出しを行わない。

2 館長は、図書館資料を期間内に返納しなかった者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

第4章 団体貸出

(貸出しの対象)

第14条 館長は、市内の学校、事業所及びその他館長が適当と認める団体(以下「団体」という。)に対し、図書館資料を貸出しすることができる。

(利用者カード)

第15条 図書館の団体貸出しを受けようとするものは、あらかじめ団体利用申込書(様式第5号)を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

(貸出数量及び期間)

第16条 図書館資料の貸出数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、別に指定することができる。

(1) 松浦市立図書館

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書資料	無制限	1箇月以内

(2) 松浦市立福島図書館

資料の種類	貸出数量	貸出期間
図書資料	無制限	1箇月以内
視聴覚資料	2点以内	10日以内

(準用規定)

第17条 第11条第2項、第3項、第4項及び第13条の規定は、図書館の団体貸出しについて準用する。

第5章 自動車図書館

(自動車図書館)

第18条 松浦市立図書館の自動車図書館は、市内を巡回し、図書資料の貸出しを行う。

2 巡回日時及び場所は、館長が別に定める。

3 第6条、第7条及び第10条から第13条までの規定は、自動車図書館について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「図書館」とあるのは「自動車図書館」と、第12条第1号中「15日以内」とあるのは「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。

第6章 資料の寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第19条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 前項の寄託に対しては、資料受託証（様式第6号）を交付するものとする。

3 寄贈された資料は、図書館の所有に属する。

(寄託資料の取扱い)

第20条 寄託された資料は、他の資料と同一に扱う。ただし、寄託者の承認がないものは、貸出しを行わない。

(寄託資料の返還)

第21条 寄託資料は、寄託者の要請又は図書館の都合により受託証と引換えにこれを返還することができる。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松浦市立図書館管理規則（平成12年松浦市教育委員会規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年教委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(松浦市立福島図書館管理規則の廃止)

2 松浦市立福島図書館管理規則（平成18年松浦市教育委員会規則第21号）は、廃止する。

附 則（平成27年教委規則第5号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

令和元年度(平成31年度)

図書館要覧

松浦市立図書館

〒859-4501 長崎県松浦市志佐町浦免 1483 番地 1

T E L : 0956-72-4677

F A X : 0956-72-4630

E-mail: library@city.matsuura.lg.jp

<http://www.library.city-matsuura.jp>

令和元年7月発行